

審査基準

平成13年6月12日

法令名： 道路交通法
根拠条項： 第63条第7項
処分の概要： 故障車両の整備確認
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）、車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法令の定め： 道路運送車両の保安基準
審査基準：
標準処理期間： 1日
申請先： もよりの警察署
問い合わせ先： 徳島県警察本部交通部交通指導課指導取締係 電話 622-3101 内線 5122
備考：